

絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について

輸出注意事項 55 第 17 号 (昭和 55 年 1 月 1 日)

最終改正：輸出注意事項 2021 第 27 号 (令和 3 年 9 月 24 日)

輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。) 別表第 2 の 36 及び 37 の項の中欄に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「条約」という。) 附属書 I、附属書 II 及び附属書 III に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実 (果皮を含む。)、はく製又は加工品 (以下「動植物等」という。) の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明 (申請) 書 (以下「輸出許可書等」という。)」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和 55 年 1 月 4 日から実施する。

なお、輸出令別表第 2 の 43 の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書 I、附属書 II 及び附属書 III に掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成 14 年 12 月 9 日から実施する。

記

I 輸出許可書等を取得すべき貨物

輸出許可書等を取得すべき貨物 (以下「対象貨物」という。) は、次に掲げるものとする。

- (イ) 条約附属書 I に掲げる種に属する動植物等。
- (ロ) 条約附属書 II に掲げる種に属する動植物等。ただし、個体の一部、種子、球根、果実 (果皮を含む。) 及び加工品にあつては、条約附属書 II により特定されるものに限る。
- (ハ) 条約附属書 III に掲げる種に属する動植物等 (我が国が附属書 III に掲げたものに限る。以下同じ。)

II 対象貨物の取扱い

対象貨物のうち、条約附属書 I に掲げるミンク鯨、みなみミンク鯨 (くろミンク鯨)、いわし鯨 (北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。)、にたり鯨、つノシマ鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オ

オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨並びに条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物であって、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上条約附属書Ⅱに該当するものとして取り扱う。

Ⅲ 輸出許可申請等

1 輸出許可書等の申請手続等

(1) 輸出許可書等の様式及び提出先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式1-(1)に定める輸出許可書等2通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。

貨物の種類	担当課室
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部野生動植物貿易 審査室
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）、ゆり科アロエ属全種、らん科全種（人工的に繁殖されたものに限る。）及びさくらそう科シクラメン属全種	経済産業局（関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課

(2) 輸出許可書等の添付書類

(イ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し 1通

(ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面

(i) 繁殖を証する次のいずれかの書面

① 下記3の(1)の(ロ)に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面（環境省が交付する書面にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第20条第3項の規定に基づく事前登録済証の写し）1通

- ② 上記①の関係省から交付を受けることができる書面を有しない場合にあつては、繁殖したことを証する書面 原本1通
- (ii) ニホンイシガメ (*Mauremys japonica*) の個体 (生死の別を問わない。) にあつては、上記 (i) に加えて、当該個体を繁殖した施設 (以下「繁殖施設」という。) におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面
- ① 繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面又は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号) 第8条第12号 (第一種動物取扱業者の遵守基準) に基づき環境大臣が定める細目 (平成18年環境省告示第20号 (第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目)) 第5条第3号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面 写し1通
- なお、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づき環境大臣が定める細目に基づく繁殖実施状況記録台帳の写しを提出する者にあつては、同法施行規則第2条第5項に基づく第一種動物取扱業者の登録証の写し1通を併せて提出すること。
- ② 繁殖施設の構造及び規模を示す書面 (図面及び写真を含む。) 原本1通
- ③ 繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びにそれぞれの算出根拠を示す書面 原本1通
- (ハ) 条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等であつて、本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあつては、次に掲げる書面
- (i) 捕獲又は採取したことを証する書面 1通
- (ii) 捕獲又は採取することについて、法令又は地方自治体の条例等において許可等が必要な場合には、その許可書等の写し 1通
- (二) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 原本1通
- (ホ) 条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等であつては、我が国の動植物の保護に関する法律 (下記 (注) 参照) に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書 (様式任意) 原本1通
- なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1通

(注)

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
- ・自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
- ・自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- ・文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第7

5号)

- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

等

- (へ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあつてはすべての個体の写真）1枚

なお、ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

- (ト) 再輸出する動植物等にあつては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書（その他通関したことを証する書面を含む。以下同じ。） 写し1通

なお、条約適用前に当該貨物を本邦に輸入している場合は、その事実を証する書面（1通）とする。

- (チ) 再輸出する動植物等にあつては、本邦への輸入に際し、条約第3条及び第4条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。） 写し1通（この場合にあつては、上記書類（ロ）、（ハ）、（ホ）及び（へ）の提出は必要ない。）

ただし、上記（ト）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和55年11月3日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

- (リ) 再輸出する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつて、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書（別紙様式2）及びその写し 各1通

なお、当該書面は上記（チ）の相手国政府当局が発行した書面ごとに1通ずつ作成すること。

- (ヌ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつて、販売又は譲渡された貨物にあつては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあつては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの） 原本1通

- (ル) チョウザメ目（Acipenseriformes）の種の加工された未受精卵（以下「キャビア」という。）のうち、本邦においてキャビアと直接接触する缶、瓶又はその他の容器（以下「一次容器」という。）への包装又は再包装が行われたものにあつては、「キャビア輸出・再輸出のための施設（養殖場、加工工場、再包装工場）の登録等取扱要領（平成27年27水推第664号。以下「水産庁長官通知」という。）」に基づき、水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキ

ヤビア輸出・再輸出のための施設登録書 写し1通

(ヲ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類（条約適用前に取得したものについては、(ロ)の(i)に定める繁殖に係る書面又は(ハ)の(i)に定める捕獲又は採取に係る書面等） 1通

(ワ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含む加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表） 1通

(カ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動植物にあつては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。） 1通

(ヨ) ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であつて、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書（注） 1通

また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図（断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）を記載のこと。） 1通

（注）「ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）に定める様式1する。

(タ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

(イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。

(ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

(ハ) 生きている動植物の場合にあつては、当該動植物の輸送方法が、その保全に悪影響を及ぼすおそれがあるものでないこと。

(ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等（飼育により繁殖させた動物又は人

工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写しが提出される場合を除く。) にあっては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) キャビアにあっては、次の(i)を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii)も満たすこと。

(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて(平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。)」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。

(ii) 再使用不可ラベルは、水産庁長官通知に基づき、水産庁長官が登録した施設で貼付されたものであること。

(ヘ) ニホンイシガメの個体(生死の別を問わない。)のうち、野生から取得したものにあっては、背甲長が8センチメートル未満であること。

(ト) ワニ目の種の皮等にあつては、輸出許可書等にワニ皮タグ(条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム(タグ制度)による標識をいう。以下同じ。)の記号及び番号が記載されていること。

(注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(i) 条約適用後に輸入された条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

条約第3条、第4条及び第7条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること、又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記(イ)及び(ロ)は適用せず、(ニ)については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(ii) 条約適用前に輸入された条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記(イ)は適用せず、(ニ)については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(iii) 条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合

原則として、許可しない。

(iv) アフリカゾウ(*Loxodonta africana*)の個体群のうち、第10回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。)及び第14回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。)に基づき輸入された象牙を再輸出する場合

許可しない。

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通 則

- (イ) 使用言語は英語（学術名はラテン語）とし、パソコン等で入力する。（手書きは不可とする。）
- (ロ) 記載事項が多い場合は、別紙様式 1－（2）Continuation sheet 又は別紙様式 1－（3）Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。
- (ハ) 申請者は、1、3、4、5 a 及び 7 a から 1 2 b までの欄を記載する。
また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。
なお、輸出許可書等として交付された後、1 4 の欄を記載する。

(2) 「1. 書類の種類」の欄

「輸出」又は「再輸出」の欄にチェックする。

(3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者（荷受人）の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(4) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名（JAPAN）を記載する。

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記 号

T： 商業 (Commercial)

Z： 動物園 (Zoo)

G： 植物園 (Botanical Garden)

Q： サーカス又は移動展示 (Circus or travelling exhibition)

S： 科学研究 (Scientific)

H： ハンティングトロフィー (Hunting trophy)

P： 個人用 (Personal)

M： 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))

E： 教育 (Educational)

N： 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)

B： 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)

L： 法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)

(注) 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館

等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学研究」に区分する。

- (6) 「7 a. 動植物種の一般名」の欄
輸出する動植物の一般的名称を記載する。
- (7) 「7 b. 動植物の学術名」の欄
輸出する動植物の学術名称（属及び種並びに適宜亜種）を記載する。
- (8) 「8. 貨物の詳細」の欄
記載内容は次のとおりとする。
- (イ) 当該貨物の状態（皮、鞣又は化粧品等）を記載する。
- (ロ) 当該貨物にマークが付いている場合は、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。
- (ハ) 生きている動物の場合は、可能な限り性別及び年齢を記載する。
- (ニ) キャビアの場合は、再使用不可ラベル通達の2に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。
- (ホ) ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得した場合は、当該個体の背甲長を記載する。なお、個体が複数存在する場合は、それらの個体の背甲長のうち、最小値及び最大値の値を記載することをもって、それ以外の背甲長の値の記載を省略することができる（例示：○cm～○cm等）。
- (ヘ) ワニ目の種の皮等を輸出する場合にあつては、別紙様式1－(3) Inventory sheet として、本邦への輸入に際し発行された輸出国の輸出許可書等に記載されているワニ皮タグの記号及び番号と一致する記号及び番号（輸出しようとするワニ目の種の皮等に係るものに限る。）を記載すること（必ずしも表形式による記載を要しない）。

ただし、輸入した際に付されていたワニ皮タグ（以下「原タグ」という。）が外れた場合又は当該ワニ目の種の皮等を分割した場合において、「ワシントン条約決議11.12に基づくワニ皮タグの発行手続について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）」に基づき再発行を受けたワニ皮タグ（以下「再輸出タグ」という。）を付して再輸出する場合は、下記の記載例（注）のとおり別紙様式1－(3) Inventory sheet に表形式で記載すること。この場合において、当該再輸出タグの記号及び番号は、記載を要しない（経済産業省が記入。）

(注) 別紙様式1－(3) Inventory sheet <タグの再発行を受ける場合の記載例>

Original tag information	re-export tag information	Fragment information
○×△□－1 ※1		
・		
・		

○×△□-2 ※2		fragment 1
○×△□-2		fragment 2
○×△□-2		fragment 3

※1 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、Original tag information 欄（原タグ情報欄）に輸出しようとする皮等に係る原タグの記号及び番号を申請者が記載する。

なお、re-export tag information 欄（再輸出タグの情報欄）は経済産業省が記載する。

また、Fragment information 欄（断片識別情報欄）は記載を要しない。

※2 輸入したワニ目の種の皮等を分割した場合は、Original tag information 欄及び Fragment information 欄に、皮等の分割が確認できる写真又は図で各断片に一意に付される記号及び番号に対応して、申請者が記載する。

なお、re-export tag information 欄は経済産業省が記載する。

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

(イ) 附属書番号については、附属書Ⅰを示す「Ⅰ」、附属書Ⅱを示す「Ⅱ」又は附属書Ⅲを示す「Ⅲ」を記載する。

(ロ) 出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

W：野生から取得した動植物及びその派生物

X：「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物

F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物

R：ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

A：人工的に繁殖させた植物（附属書Ⅰに掲げる植物にあつては、非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

D：商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議12.10に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物

C：飼育により繁殖させた動物（決議10.16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物

U：出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物

I：没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物

○： 条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物
なお、「○」の場合には取得年月日等を「8. 貨物の詳細」欄に記載すること。

(10) 「10. 数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m ²	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head
フラスコ	flask	株	plant

(11) 「11. 原産国」の欄

輸出する動植物の原産地を国名又は地域名で記載する。

(12) 「11 a. 輸出許可書番号」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書の番号を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(13) 「11 b. 発行日」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書を発行した年月日を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(14) 「12. 最終再輸出国」の欄

輸出する動植物の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国名又は地域名を記載する。

(15) 「12 a. 再輸出証明書番号」の欄

「最終再輸出国」が発行した再輸出証明書番号を記載する。

(16) 「12 b. 発行日」の欄

「最終再輸出国」が再輸出証明書を発行した年月日を記載する。

(17) 「14. 船荷証券／航空運送状番号」の欄

輸出許可書等の交付後、船荷証券又は航空運送状の番号を記載すること。

3 輸出許可書等の事務取扱

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) 担当課室は提出された輸出許可書等を受理し、輸出許可の事務を処理するものとする。

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)

に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関係省
動物界	①哺乳綱(食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目を除く。) ②鳥綱 ③爬虫綱(ウミガメ科及びオサガメ科を除く。) ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	環境省自然環境局野生生物課
	①哺乳綱中の食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部森林利用課

(ハ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i)から(v)までに掲げる記号及び番号を、次の(i)から(v)までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i) 西暦年号の末尾2桁の数字

- (ii) 発行国を示す記号「JP」
- (iii) 暦年ごとに000001から始める6桁の番号
- (iv) 区切りを示す記号「/」
- (v) 次に掲げる発行者を示す記号

本省 TE 北海道 SE 東北 DE 関東 BE
中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE
九州 FE 東京 ME 横浜 YE 神戸 KE
沖縄 RE

(二) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。当該有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ) 「5. 特別条件」の欄

輸出する貨物に対し、条約若しくは輸入する国又は地域の国内法令等に基づき、特別な条件が課される場合には、当該条件を記載する。

(へ) 「5 b. Security Stamp No.」の欄

13の欄に貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。

(ト) 「13. This permit/certificate is issued by:」の欄

輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(チ) 別紙様式1－(3) Inventory sheet の表に re-export tag information 欄がある場合

再輸出タグ発行申請書に基づき発行する「再輸出タグ」に係る記号及び番号を記載する。

(リ) 上記(イ)から(チ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し(写しのない場合は、担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。)2通及び再発を防止する方策を記載した理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許

可書・証明書番号) which has been declared lost (Date:month/day/year).」
と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者
による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

(ハ) 再発行した輸出許可書等について、輸入国政府当局へ通知をする。また、必要
な場合には、条約事務局へ通知する。

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

(イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配付は、貿易経済協力局貿易管理部野生
動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめ
の上行うものとする。

(ロ) 配付を受けた担当課室は、当該セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、
輸出許可書等に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順
に使用しなければならない。

(4) 輸出許可書等の写しの保管

担当課室は、上記（１）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

(5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出

経済産業局及び沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出
許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式３による報告書
１通を当該暦年終了の日から１月以内に輸出許可書等の写し（１通）を添えて野生
動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV その他の取扱い

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年８月１３日付け輸出注意事項
２０１９第３６号・輸入注意事項２０１９第８０号）に基づき交付された特定科学施設
包括承認証により輸出される貨物については、担当課室は輸出許可書等の交付は行わな
いものとする。

V 条約の締約国等

条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約
国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０
２０第４号）」を参照のこと。

別紙様式 2

残 高 報 告 書

年 月 日

申 請 者 (輸出者)
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 の 氏 名
住 所

①商品名： (学名：)

Permit No. (注1)：

輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高 (A) (注2)：

今回の輸出数量 (B)：

今回輸出後の残高 (A-B)：

今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			
5			

②商品名： (学名：)

Permit No. (注1)：

輸入数量または以前に輸出実績がある場合はその残高 (A) (注2)：

今回の輸出数量 (B)：

今回輸出後の残高 (A-B)：

今回の申請以前に輸出実績がある場合は、直近1年間の輸出実績を記載してください。

	CITES輸出許可番号	許可年月日	輸出数量
1			
2			
3			
4			
5			

(注1) Permit No.には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府当局が発行した輸出を認め
た旨の書面(CITES輸出許可書等)の許可番号を記載してください。

(注2) 輸入数量には、本邦に輸入した際に輸入相手国の政府が発行した輸出を認めた旨の書面(CITES輸出
許可書等)に記載されている数量の範囲内であって輸入相手国の税関が確認した輸入数量を記載して
ください。

別紙様式 3

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室長 殿

局 課

輸出許可書発給実績報告書 (年分)

輸出許可書発給件数	件
-----------	---

- (注) 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 本報告は、暦年終了後1月以内に野生動植物貿易審査室へ発給した輸出許可書等の写し1通を添付して提出してください。